

伊手地区コミュニティ計画

[基本方針:令和4～13年度 事業計画:令和4～8年度]

計画の目標

明るい未来を実感できる ^{ひいず} “日出る伊手” をつくる

コミュニティ計画策定に寄せて

伊手地区では、現コミュニティ計画における将来像を「みんなの和、笑顔あふれる協生(きょうせい)の里」と設定し、地域の底力を信じて邁進(まいしん)してきました。

しかしながら、急速な社会構造の変化に伴い、少子・高齢者化による人口の減少さらには生産年齢の縮小による様々な活動の限界を身に染みて感じる状況になりました。

また、令和5年4月から奥州市営バスの運営見直しにより上伊手線等の運行が廃止となることから、公共バス交通計画に係る地域交通の対応が必須となりました。

これらから、今後の振興会事業及び組織の再構築を踏まえ次期コミュニティ計画(令和4年度～8年度)の策定並びに地区内交通の運行対策が急務となっております。

現代を生き抜き次世代に未来を託すため事業計画の整理及び組織体制を再構築し、若者と現役高齢者が元気に楽しく活躍できる地域づくり・活動計画にしたいと協議を進めてまいりました。

計画策定までの期間を令和2年6月から令和3年12月と定め、策定手法を住民による検討会方式(ワークショップ形式)を採用して取り組むと共に、地域ニーズ(需要)を把握するために全世帯アンケート調査を実施しながら伊手の現状を整理して楽しく話題に取り組み計画及び組織を再構築いたしました。

今後10年先の明るい未来が実感できる地域づくりの“みちしるべ”として取り組んで頂きますようお願いいたします。

1

伊手の現在とこれから ～地域概況と人口推計～

(1) 地域概況

伊手地区は奥州市の東端に位置し、雄大な種山高原や阿原高原のふところに抱かれ、清流「伊手川」や湧き水などの水資源にも恵まれたのどかな農村です。

約5,000haの広大な面積のうち、67%は山林、8%は農用地で、稲作や果樹、畜産などが地区の基幹産業となっています。

しかし、人口減少や高齢化が著しく、令和4年4月には江刺南中学校が閉校して江刺一中に統合、令和5年4月には伊手小学校が閉校し、子どもたちは岩谷堂まで通学することとなります。

[地区の概況]

- 人口1,581人、世帯数637世帯
- 1世帯あたり平均2.5人
- 高齢化率は51.2%
- 9行政区(自治会)、7民生区
- 5,000haの広大な面積の67%が山林
- 農業が主産業(米、和牛、りんごなど)

(2) 伊手地区の人口推計 ～10年後、20年後の伊手の人口～

人口は減少を続けており、それに伴って高齢化も深刻化しています。現在人口が1,581人で、高齢化率は51%ですが、このままの傾向で推移した場合、およそ20年後には人口は1,000人を下回り、高齢化率は69%まで高まる見込みです。

小学校、中学校が閉校することを考えると、この傾向は一層強まっていくことが予想されます。

子どもの人数の減少が心配されます。

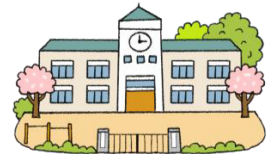
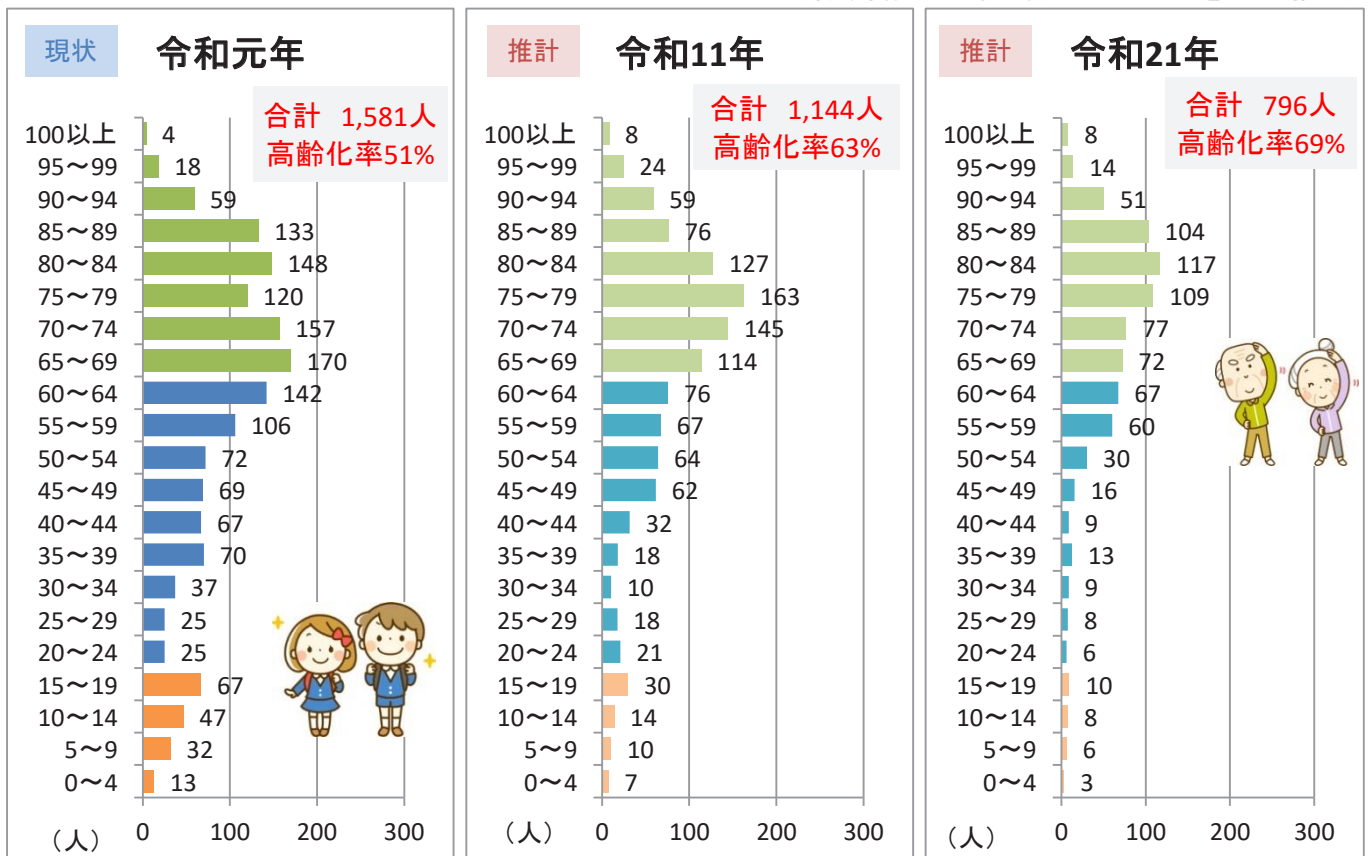


図 伊手地区の人口推計

(各年度住民基本台帳の人口データをもとに推計)



2

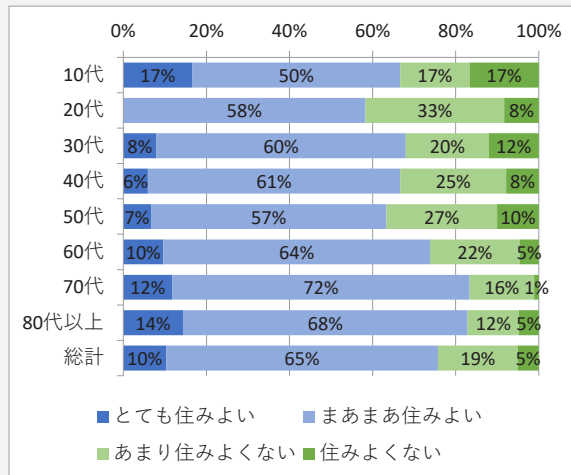
伊手に住む人の思い ～地区民アンケート結果～

(1) 伊手の魅力や強みと住みよさ

一番多くあげられたのは「大きな災害がないところ(78%)」で、2番目は「自然が豊かで暮らしやすいところ(50%)」でした。ただ、若い世代(10～30代)は、「自然が豊かで暮らしやすい(44%)」と「農産物の品質が高く評価されている(44%)」が最も多く挙げられており、**若者は地域の産業を魅力や強みとして感じていることが分かりました。**

伊手は住みよい地域だと思うかについては7割が「住みよい」と答えているものの、**50代以下の世代は「住みよくない」と答える割合が比較的高い結果となりました。**

図 伊手の住みやすさ

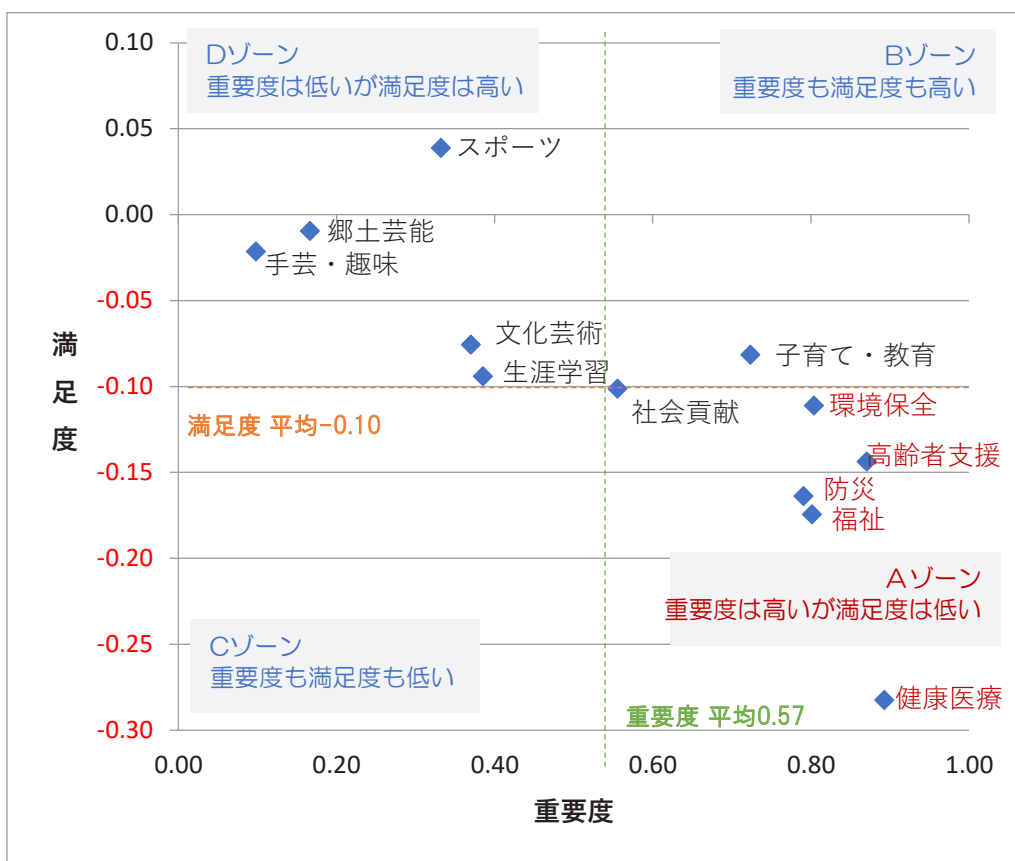


(2) 地域活動の重要度と満足度

重要度は高いが満足度が低いもの(Aゾーン)は、「健康づくり、医療に関すること」、「福祉の推進」、「防災、避難訓練に関すること」などが選ばれており、これらについては**優先的に取り組むことが期待**されているといえます。

反対に、満足度は高いが重要度は低いもの(Dゾーン)は、「手芸、趣味に関すること」「郷土芸能に関すること」「スポーツ、運動に関すること」が選ばれています。これまで振興会として取り組んできた内容が多いことから、取り組みは評価されているものの、今後の活動としては優先度は低いといえます。

図 地域活動の重要度と満足度



[アンケート調査の概要]

- 伊手在住の15歳以上が対象
- 行政区班長を通じて全世帯に調査票を2部ずつ配布し、回収
- 令和2年12月～令和3年1月
- 505世帯に配布し、473世帯から回答(世帯回収率94%)
- 回答票数は764票

健康や福祉、防災など、基本的な暮らしの安心が重要視されています。



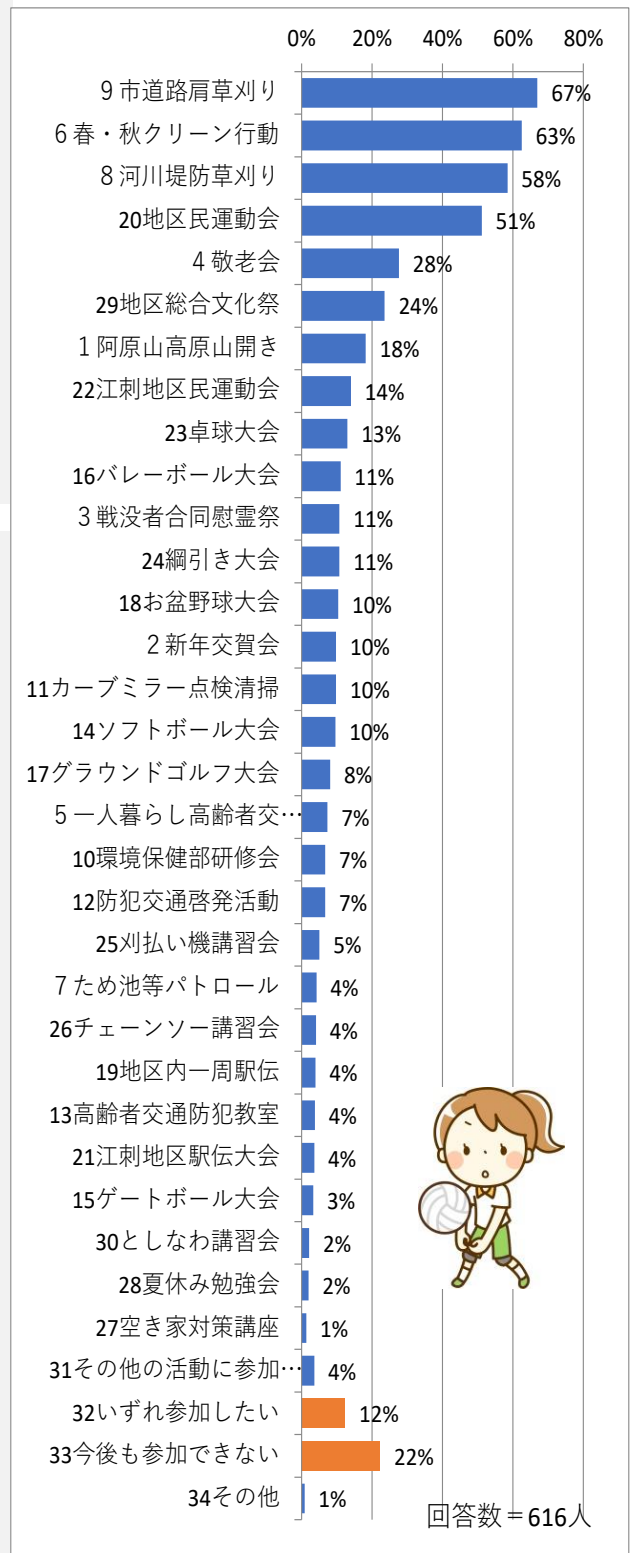
(3) 参加したことのある行事

過去1年間に参加したことのある行事を挙げてもらったところ、「市道路肩草刈り」「春・秋・クリーン活動」、「河川堤防草刈り」「地区民運動会」については、参加率が5割を超え、多くの住民が活動に参加していることがわかりました。

ただ、年代によって参加する活動には違いがみられ、10～30代の若者世代は、「地区民運動会」や「卓球大会」「バレーボール大会」などスポーツ行事は2割を超えていましたが、それ以外は1割以下の低い参加率でした。

また、40～60代の中堅世代は草刈りやクリーン活動など生活環境整備に関する活動に多く参加していました。

図 過去1年間に参加した行事



(4) 自治会活動で困っていることや やってみたいこと

【10～30代】

- とても素晴らしい地域なので、もっと発信していけるといいと思う。
- 盆踊りのようにみんなで楽しめる夏まつりや秋まつりのようなイベントをやってみたい。
- スポーツ大会と消防の集まりなどが重なり、人集めが大変。ひとつの行事にみんなが参加できるような工夫が必要。

【40～50代】

- 河川の草刈りなどの負担がとても多い。今後の不安。
- 大雪や寒さの中で広報や回覧板を回すのは大変。年を取ってからもできるか不安。

【60代以上】

- 自治会の役員改選が大変。自治会は続きますか？
- 高齢化が進んで自治会役員になる方、参加者の減少が多くなってきたがシルバーのパワーはまだまだ生かせると思います。伊手地区全体で一日運動会をしたらどうか？
- 月1回のお楽しみ会でみなさんと会うのが楽しいし、嬉しい、ただ話すのもいい。



3

伊手の地域活動と課題 ～振興会事業と自治会活動～

(1) 振興会事業の棚卸し

伊手振興会は6つの部会に分かれて、さまざまな行事や活動に取り組んでいます。それらの行事128について主催ごとに整理すると、「振興会の独自事業」が70に加えて、「上部団体事業への参加」が42と多くを占めました。

➤ 振興会の独自事業

敬老会、一人暮らし高齢者交流会、ため池等危険個所パトロール、草刈り、文化祭、グラウンドゴルフ大会、地区民運動会 など

➤ 上部団体事業への参加

防犯パトロール交通安全啓発活動、江刺甚句パレード参加など

表 振興会の部会が行う行事

種類	年間事業数
振興会の独自事業	70
上部団体事業への参加	42
奥州市事業	8
その他	8
合計	128

(2) 振興会事業の評価 ～重要度と見直しの必要性の評価～

今回の計画検討の中で、これらの活動のうち、特に振興会の独自事業を中心に、重要度と見直しの必要性について4段階で評価をしながら、見直し案について話し合いました。

活動の重要性については、重要と評価されたものが半数以上でしたが、開催方法については人口減少や若者の不在などに配慮して、具体的な見直しの提案が話し合われました。

そもそもどんな活動なのか、部会以外の人には分からない活動も多かったです。



表 評価が高かった活動と理由(一部抜粋)

伊手地区敬老会	空き家対策講座
重要度:とても重要 4点	重要度:とても重要 4点
今後:このまま継続 4点	今後:このまま継続 4点
理由:参加率が良い。楽しみにされている。	理由:重要性を理解する機会になっている。
課題:祝う側が減るため、やり方を変える必要がある。	課題:利活用の視点を盛り込んではどうか。

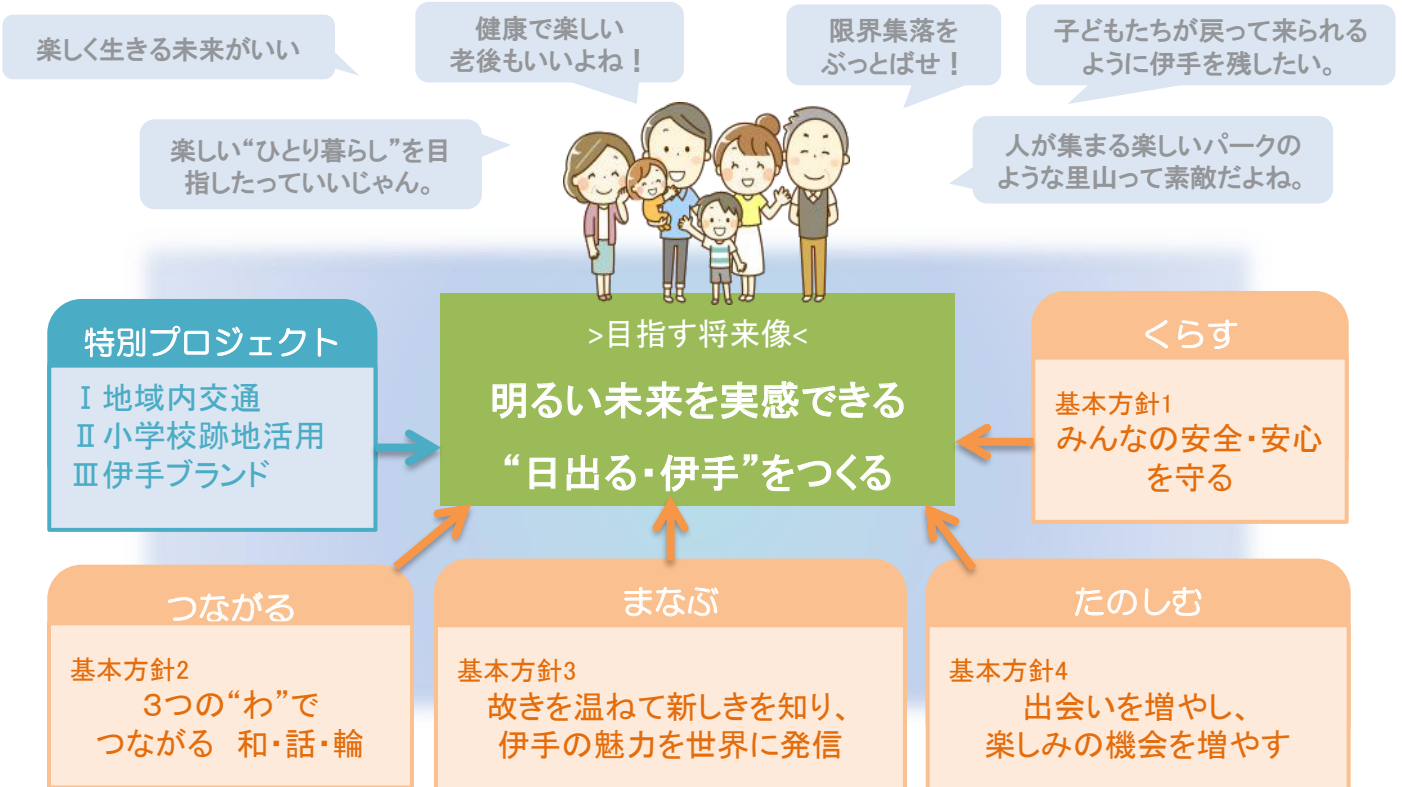
表 評価が低かった活動と理由(一部抜粋)

江刺甚句パレード参加 婦人消防	綱引き大会	秋の大掃除検査クリーン行動
重要度:重要ではない 1点	重要度:重要ではない 1点	重要度:重要ではない 1点
今後:思い切ってやめる 2点	今後:思い切ってやめる 2点	今後:見直して継続 3点
理由:各地区3人ずつは厳しい。	理由:若者が減少している。	理由:ごみの量も減っており、缶拾いは年1回でよい。
課題:パレード以外は継続も。	課題:体に悪い。危険。	課題:春1回にし、秋は草刈りをしたい。

4

目指す将来像と基本方針

検討委員会での議論やアンケートの結果から、「こんな伊手を目指したい」というたくさんの意見がありました。それらの声を束ねて、ここにひとつの目指す将来像を定めます。そして、その実現を目指して4つの基本方針と3つの特別プロジェクトに取り組んでいきます。



5

地域づくり事業 ～3つの特別プロジェクトと4つの基本方針～

特別プロジェクト

I 地域内交通
II 小学校跡地活用
III 伊手ブランド

I 地域内交通
市営バスが地区センターまで短縮される案が市から提案され、代わりに自宅そばで乗車できる自家用有償運送の導入を検討することとなりました。地域として主体的に取り組むことにより、安心して暮らせる環境を整えます。

現在、直面している課題として、市営バスの見直し市から提案されていることと、伊手小学校の閉校後の跡地をどのように活用するかで地域の活力は大きく変わってきます。また、地域には他にはない優れた水資源があることも分かりました。特別プロジェクトチームを編成して、取り組んでいきます。

II 小学校跡地活用
令和5年4月に伊手小学校が閉校します。その跡地をどのように活用するかで、地域の活力は変わってくると考えます。いろんな活用に対するアイデアが出ていますので、より多くの人に関わり、地域の活性化につながる使い方を目指します。

III 伊手ブランド
計画を検討する中で、伊手には優れた水資源があり、地域内だけでなく地域外の人でも利用していることが分かりました。たとえば、“伊手水”として今後も地域内外の人が利用できるような工夫を講じることで、伊手の魅力発信、ブランド化につなげていきます。

くらす

基本方針1

みんなの安全・安心を守る

旧 生活安全部・環境保健部

いずれ自分たちで草刈りができなくなるかもしれない。その時に向けて今からできることを検討することも大切です。

- 道路環境の維持（道路や河川の草刈り、支障木の撤去など）
- 災害に備える（洪水、山崩れを想定した備えや避難訓練など） **New!**
- 交通安全の徹底（教室の開催、交通防犯教室グラウンドゴルフ大会など）
- 自分たちでできる有害鳥獣対策を検討し、取り組む **New!**
- 空き家問題を学び、自分たちでできる対策に取り組む **New!**
- ごみ問題への対策（不法投棄、分別支援、ため池パトロールなど）
- 刈り払い講習会等の開催

つながる

基本方針2

3つの“わ”で つながる 和・話・輪

旧 地域福祉部

年をとっても楽しく暮らしたい！ひとり暮らしだからってさみしいとは限らない！そのためには、仲間がいること、楽しむ体力があることが何よりも重要です。体力づくりをしながら、自然に仲間が増えたら一石二鳥ではないですか？気負わずに楽しく交流できる機会を作っていきます。

- 友達づくりの場をつくる（ラジオ体操、ウォーキング仲間づくりなど） **New!**
 - ラジオ体操やウォーキングで仲間づくり
 - 一人暮らし高齢者等交流会
 - 地区敬老会 など
- 共助によるおたがいさま支援 **New!**
 - 予約訪問販売などを行い買い物支援
 - スノーバスターズの実施 など
- 高齢者世帯個別防犯パトロールなどによる見守り活動の実施
- 多世代が気軽に集まり、交流する機会をつくる **New!**
 - 冬休み料理教室
 - 男の料理教室



まなぶ

基本方針3

故きを温ねて新しきを知り、 伊手の魅力を世界に発信

旧 生涯学習部

伊手はとても良いところです。そのことをもっと地域の人にも、外の人にも知ってほしい。また、先人の知恵を大切に子どもたちにも伝えていきたいです。

- 伊手の情報発信・受信（SNSも活用） **New!**
 - 例えば、阿原山のレンゲツツジ、見晴らしの良い赤金鉱山 等
- 伊手の歴史を学ぶ **New!**
 - DVD制作、偉人（清三郎など）の顕彰事業など
 - もっと知ろう事業夏休み勉強会の開催 など
- ふるさと技術を持つ人材の発掘と育成
 - 地区総合文化祭
 - 習い事教室の開催 など
- 郷土芸能の伝承



たのしむ

基本方針4

地区内外の交流を増やし、 楽しみの機会を増やす

旧 体育振興部

強制ではなく、「行きたくなるイベント」として、既存の行事もこれからの行事も見直していきます。

- お祭りの開催・充実（出店、盆踊りなど） **New!**
- スポーツで集う
 - 地区民運動会の継続
 - お盆野球大会の継続
 - 各種スポーツ大会の開催
- 里山で遊ぶ **New!**
 - ツリークライミング など



New!は新たに取り組む内容を多く含む事業

資料編 ～計画策定の経緯～

(1) 計画の検討の経緯

本計画の検討は、37名の委員の委員からなる「伊手振興会事業およびバス交通計画(地域交通)に係る検討委員会」を組織して検討を重ねてきた。検討に当たっては、全戸を対象とした住民アンケートなどの調査も行った。検討は、ワークショップ形式で行い、運営に当たってはNPO法人いわて地域づくり支援センターおよび奥州市協働のまちづくりアカデミー卒業生らのサポートも受けて開催した。

また、バス交通計画については「交通分科会」を立ち上げ、地元の交通事業者へのヒアリングも踏まえて、奥州市の担当者も参加していただきながら検討を重ねた。



月日	検討会・分科会	内容
令和2年12月15日(火)	第1回 検討会	趣旨とスケジュール、進め方についてのワークショップ
12月24日～1月14日		住民アンケート調査用の配布と回収
令和3年1月26日(火)		現在の外出状況に対するヒアリング(4か所) ・現在の外出状況と要望について
2月15日(月)		地区内のタクシー事業者および奥州市役所に対してヒアリングを行う
2月17日(水)	第2回 検討会	アンケート調査及びヒアリング結果の報告 地域課題の優先度についての検討
3月30日(火)	中間報告	(伊手振興会理事会)
5月12日(水)	第1回 交通分科会	アンケート調査及びヒアリング結果の報告 今後の方針についての検討
5月24日(土)	若者ワークショップ	住みよいところ、住みにくいところ、取り組みたいこと
5月28日(金)	第3回 検討会	振興会事業のふりかえり評価
6月25日(金)	第4回 検討会	これから取り組んだらいいと思う事業について
7月16日(金)	第5回 検討会	計画事業の絞り込み
10月12日(火)	第2回 交通分科会	これからの地域内交通の運行案について
10月22日(金)	第6回 検討会	コミュニティ計画の素案作成



第6回検討会の
集合写真

事業実施計画(令和4年度～8年度)

テーマ	基本方針	事業項目	内容
くらしす	みんなの 安心・安全を守る	道路環境の維持	◆市道路肩草刈り
			◆河川堤防草刈り
			◆支障木の伐採
		災害に備える	◆自主防災組織防災訓練、避難訓練
		交通安全の徹底	◆季節運動 交通安全の啓発活動
			◆生活安全大会、交通安全祈願祭
			◆カーブミラーの清掃点検
		有害鳥獣対策	◆検討会 講習など
		空き家対策	◆検討会 講習など
		ごみ問題への対策	◆不法投棄監視 パトロール
			◆研修会
			◆ため池パトロール
			◆春秋クリーン行動
		講習会開催	◆刈払い機、チェーンソー講習
		防犯活動	◆季節運動 啓発活動
団体支援	◆消防団第15分団活動助成		
	◆婦人消防協力会活動助成		
	◆消防後援会活動支援		
	◆老人クラブ連絡協議会(スクールG)		
	◆食生活改善推進員協議会		
	◆3区さわやかグループ		
上部団体との連携	◆交通安全協会		
	◆交通安全母の会		
	◆防犯協会		
	◆公衆衛生組合		
つながる	友達づくりの場をつくる	◆ラジオ体操 ウォーキング	
		◆一人暮らし高齢者等交流会	
		◆地区敬老会など	
	共助によるお互いさま支援	◆予約訪問販売による買い物支援等	
		◆スノーバスターズの支援	
	高齢者見守り活動	◆高齢者世帯個別防犯パトロール	
	多世代の交流	◆冬休み料理教室	
◆男の料理教室等			
団体支援	◆民生児童委員協議会		
	◆老人クラブ連絡協議会		
	◆身障会伊手支会		
上部団体との連携	◆社会福祉協議会		
まなぶ	故きを温ねて新しきを知り、 伊手の魅力を世界に発信	伊手の情報発信・受信	◆SNSの活用等
		伊手の歴史を学ぶ	◆DVD制作 偉人(清三郎)の顕彰事業等 ◆もっと知ろう事業夏休み勉強会の開催等

テーマ	基本方針	事業項目	内容
まなぶ	故きを温ねて新しきを知り、 伊手の魅力を世界に発信	ふるさとの技術を持つ 人材の発掘と育成	◆地区総合文化祭 ◆習い事教室の開催等
		郷土芸能の伝承	◆団体支援事業
		団体支援等	◆スポーツ少年団育成会
			◆伊手小獅子躍
			◆花いっぱいコンクール
◆行者ニンニク研究会			
◆産直長屋原休館			
上部団体との連携	◆教育振興会		
たのしむ	地区内外の交流を増やし、 楽しみの機会を増やす	お祭りの開催・充実	◆出店・盆踊りなど
		スポーツで集う	◆地区民運動会
			◆お盆野球大会
			◆各種スポーツ大会の開催など
		さとやまで遊ぶ	◆ツリークライミング等
		団体支援	◆スポーツ少年団育成会
			◆江刺西風クラブ(駅伝)
◆卓球同好会			
◆奥州市GB協会江刺支部伊手分会			
◆江刺GG協会伊手支部			
上部団体との連携	◆体育協会		
特別プロジェクト	地域内交通	地域内交通委員会	◆地域内交通の運行業務
	小学校跡地活用	検討会	◆事例研究 先進視察等
	伊手ブランド	検討会	◆事例研究 先進視察等
継続事業	生活環境の向上 (奥州市要望事項)	市道改良事業	◆中浅倉循環線(伊-68)
		現道舗装新設事業	◆市道古館線(伊-31)
			◆市道地ノ神線(伊-54)
			◆市道隅川南線(伊-50)
◆市道館下線(伊-27)			
◆市道岩明御堂線(伊-63)			
河川河床浚渫事業	◆伊手川橋梁部等		
施設運営等	指定管理事業等	伊手地区センター	◆施設機能充実事業など
		伊手山村広場	◆施設機能充実事業など
		放課後児童クラブ	◆いでっ子クラブ開設
	自治会活動等	自治会支援助成	◆活動支援事業等 ◆会館運営費助成事業
		団体支援	◆伊手区長会 ◆伊手婦人会

伊手振興会規約

令和4年2月4日改正

(名称及び事務所)

第1条 この会は、伊手振興会と称し、事務所を伊手地区センター内に置く。

(目的)

第2条 この会は、住民の実践活動をもって地域社会の総合的な振興発展を期する事を目的とする。

(事業等)

第3条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域産業の振興、地区の振興計画（コミュニティ計画）の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域環境の整備推進に関すること。
- (3) 地域福祉活動の推進に関すること。
- (4) 防犯・防災・交通安全思想の啓発普及及び実践活動の推進に関すること。
- (5) 生涯学習の推進及び教育文化の向上、青少年の健全育成に関すること。
- (6) 生涯スポーツ及び体育の振興に関すること。
- (7) 女性の社会参画の助長と活動の促進に関すること。
- (8) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (9) 伊手地区センター指定管理業務に関すること。
- (10) 放課後児童クラブの運営に関すること。
- (11) 自主防災組織の運営に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項

(会員及び組織)

第4条 この会は伊手地区民で構成し、全戸加入をもって組織する。ただし、地区内公所等の代表者を会員とすることができる。

2 この会の事業等を円滑に運営するため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会 (2) くらす委員会 (3) つながる委員会 (4) まなぶ委員会 (5) たのしむ委員会

3 各委員会の運営については、委員会運営規定による。

(役員等)

第5条 この会に、次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 10名
- (4) 企画・推進委員長 1名
- (5) 企画・推進委員 12名
- (6) 監事 2名
- (7) 評議員 32名以内

(役員等の選出)

第6条 役員等は、次により選出する。

- (1) 会長・副会長及び監事は総会において選出する。
- (2) 幹事は、自治会長及び企画・推進委員会の委員長をあて、総会において承認する。
- (3) 企画・推進委員長は、企画・推進委員会において選出し、総会において承認する。企画・推進委員は、各委員会のリーダー、副リーダーをあて、各委員会において選出し、各委員会リーダーは、総会において承認する。
- (4) 評議員は次の者をもってあてる。
各委員会の副リーダー及び各自治会が推薦する者1名
別表1の各種団体長及び学識経験者

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事及び企画・推進委員長は、幹事会を構成しこの会の運営推進にあたる。また、企画・推進委員長は、企画・推進委員会の運営にあたる。
- (4) 企画・推進委員は、総会及び幹事会において承認・決定された各委員会の事業計画を遂行する。
- (5) 評議員は総会を構成し、この会の運営等について審議する。
- (6) 監事は、本会の業務運営及び会計を監査する。

(顧問並びに参加)

第8条 本会に顧問並びに参加を置くことが出来る。

- 2 顧問並びに参加は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問並びに参加は、会の運営に関し意見を述べ、助言をする事が出来る。

(役員等の任期)

第9条 全ての役員等の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 この会の事務を円滑に行うため事務局を置く。

- (1) 事務局長は地区センター長をあてる。
 - (2) 事務局次長は地区センター事務長をあてる。
 - (3) 事務局員は、地区センター地域活動員をあてる。
 - (4) 放課後児童クラブに職員数名を置く。
- 2 地区センター地域活動員は、伊手振興会が雇用する。
雇用に関する勤務条件等については、別途定めるところによる。
 - 3 放課後児童クラブ職員は、伊手振興会が雇用する。
雇用に関する勤務条件等については、別途定めるところによる。
 - 4 事務局職員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 事務局長は会長の命により振興会の事業推進並びに管理事務等を統括する。
 - (2) 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに、事業推進並びに管理事務を行う。
 - (3) 事務局員は、事務局長の命により事業推進並びに担当事務を行う。
 - (4) 放課後児童クラブ職員は、事務局長の命によりクラブの活動及び運営を行う。

(職員)

第11条 振興会は、所掌する事務を行わせるため、職員を雇用することができる。

- 2 職員の雇用に要する経費は、振興会の予算をもって充てる。
- 3 職員に関し、必要な事項は別に定める。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、幹事会、三役会及び企画・推進委員会とし会長及び企画・推進委員長が招集する。

- 2 総会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めたときは臨時に開催することが出来る。
- 3 幹事会、三役会及び企画・推進委員会は、必要に応じ開催し、会長及び企画・推進委員長が議長となる。

(総会)

第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 毎年度の会費の額の決定等に関する事。
- (3) 事業計画並びに収支予算の決定に関する事。
- (4) 事業報告並びに収支決算の承認に関する事。
- (5) 地区振興計画(コミュニティ計画)の策定に関する事。
- (6) 役員等の選任に関する事。
- (7) その他、本会の目的達成に必要と認める事項

(幹事会)

第14条 幹事会の構成は、会長、副会長、自治会長及び企画・推進委員長とし、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 総会提案事項に関する事。
- (2) 各委員会運営規定の制定及び改廃に関する事。
- (3) 緊急事項の専決処理に関する事。
- (4) 地区振興計画(コミュニティ計画)の原案策定に関する事。
- (5) その他会の運営に必要な事項

(企画・推進委員会)

第15条 企画・推進委員会は、各委員会のリーダー、副リーダーとし、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 各委員会の連絡調整に関する事。
- (2) 事業推進・進捗状況等に関する事項
- (3) 地区振興計画(コミュニティ計画)の変更に関する事。
- (4) その他会の運営に必要な事項

(三役会)

第16条 三役会は、会長、副会長及び自治会長の代表者とし、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の管理に係わる施設及び人事に関すること。
- (2) 幹事会及び総会への付議事項に関すること。
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) 補助金の交付事案に関すること。
- (5) その他事務的処理事項に関すること。

(表決)

第17条 総会、幹事会、企画・推進委員会の議決は出席者の過半数により決定し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(専決)

第18条 会長は次に該当するときは総会の議決事項を専決することが出来る。

予算の補正及び事業計画の変更で急を要するもの。

(運営財源)

第19条 この会の運営財源は、会費、交付金、寄付金、地区センター指定管理料その他の収入をもって充てる。

(会計)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 振興会の会計は、一般会計と特別会計に区分して整理するものとする。
- 3 特別会計は、指定管理事業特別会計及び地域内交通特別会計とする。
- 4 予算の執行に際し、軽易な予算の変更を要する場合の予算の更正及び科目間流用については、会長が専決処分することができる。ただし、その場合においては、次の総会において報告し、承認を得なければならない。

(補則)

この規約に定めるほか、運営上必要な事項は幹事会に諮り会長がこれを定める。

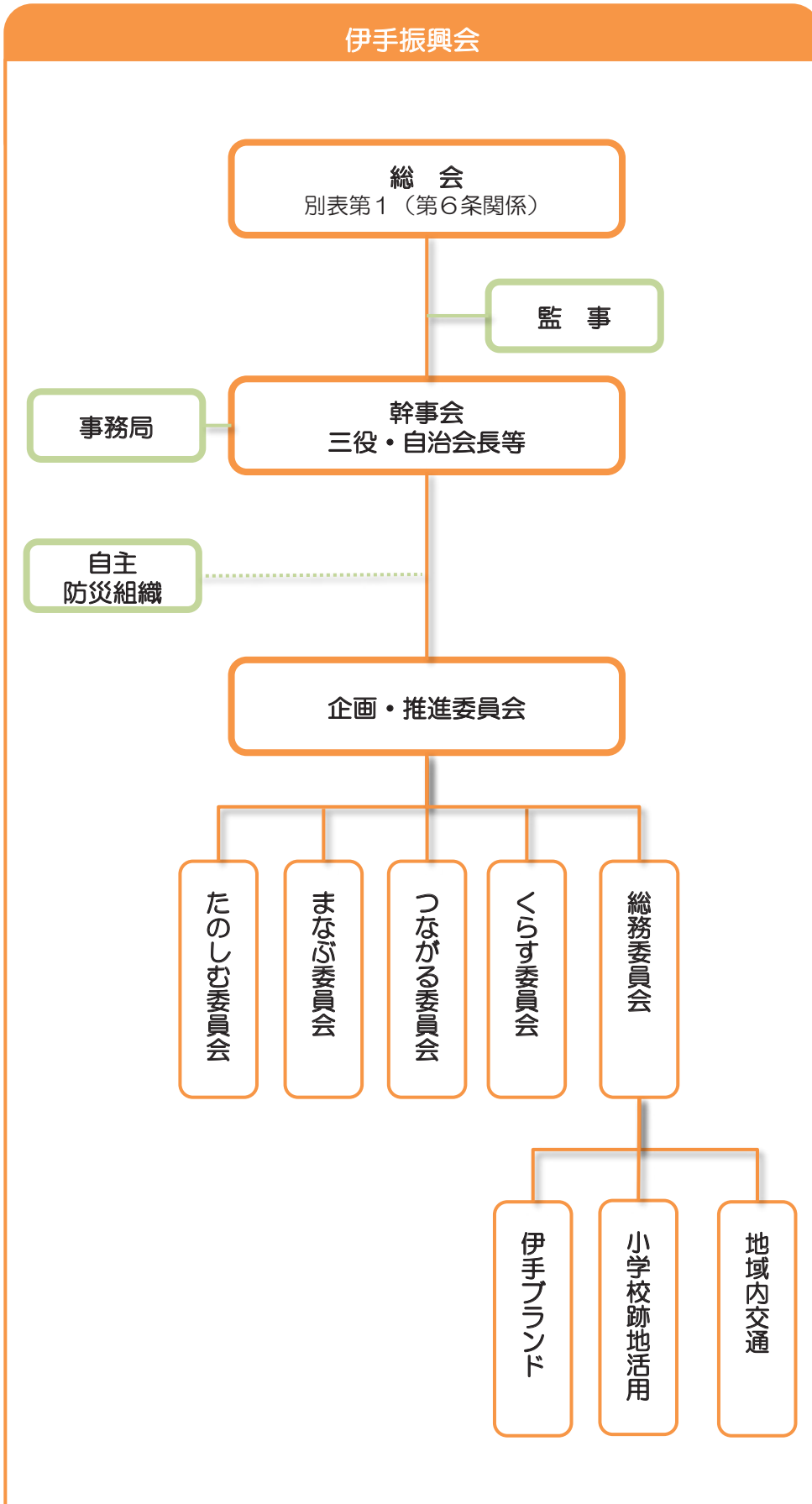
(付則)

- 1 平成15年4月1日制定伊手振興会会則は、平成16年3月31日をもって廃止する。
- 2 平成17年4月1日全部改正。
- 3 この規約は平成20年4月1日より一部改正し施行する。
- 4 この規約は平成21年4月1日より一部改正し施行する。
- 5 この規約は平成25年4月27日より一部改正し施行する。
- 6 この規約は平成27年4月28日より一部改正し施行する。
- 7 この規約は平成28年4月13日より一部改正し施行する。
- 8 この規約は平成30年3月31日より一部改正し施行する。
- 9 この規約は令和4年4月1日より一部改正し施行する。但し、令和4年度役員等は、令和3年度役員等をあて、第5条に規定する役員の数、令和5年4月1日から適用する。

別表1 (第6条関係)

1 江刺南保育所長		
2 伊手小学校長	自治会	9
3 消防団第15分団長	委員会	7
4 伊手老人クラブ連絡協議会長	各種団体	13
5 江刺警察署伊手駐在所長	計	29
6 江刺高齢者生産活動センター所長		
7 養護老人ホーム江寿園施設長		
8 伊手郵便局長		
9 江刺身障害会伊手支会長		
10 伊手婦人会長		
11 伊手民生児童委員協議会長		
12 婦人消防協力会長		
13 食改善推進員協議会長		
14 学識経験者 若干名		

組織機構のイメージ図



- 上部団体**
- ◆奥州市社会福祉協議会
 - ◆江刺公衆衛生組合連合会
 - ◆江刺地区交通安全協会
 - ◆江刺地区交通安全母の会連合会
 - ◆奥州地区防犯協会連合会
 - ◆奥州市防犯協会
 - ◆江刺消防後援会長等連絡協議会
 - ◆奥州市婦人消防協力会連合会
 - ◆奥州市体育協会江刺体育連絡協議会

- 協力団体等**
- ◆区長会
 - ◆婦人会
 - ◆民生児童委員協議会
 - ◆老人クラブ連絡協議会
 - ◆消防団第15分団
 - ◆婦人消防協力会
 - ◆食改善推進員協議会
 - ◆江刺身障会伊手支会

委員会運営規定

令和4年2月4日全面改正

(目的)

- 第1条 伊手振興会規約第2条に定める目的を達成するため、同規約第4条第2項に規定する、総務委員会、くらす委員会、つながる委員会、まなぶ委員会、たのしむ委員会が次の基本方針に基づく活動を通して、地域の振興に期することを目的とする。
- 2 総務委員会
伊手振興会規約第3条(1)、(8)、(9)及び(12)号を推進するため、地域振興の推進並びに地域福祉の向上を図ることを目的とする。
 - 3 くらす委員会
伊手振興会規約第3条の(2)、(4)、及び(12)号の推進並びに「みんなの安全・安心を守る」を基本方針とした活動を通して、地域の防犯、防災、交通安全等並びに地域の環境衛生・保健衛生の向上を図ることを目的とする。
 - 4 つながる委員会
伊手振興会第3条の(3)号及び(12)号の推進並びに「3つの“わ”でつながる和・話・輪」を基本方針とした活動を通して、地域福祉の向上を図ることを目的とする。
 - 5 まなぶ委員会
伊手振興会第3条の(12)号の推進並びに「故きを温ねて新しきを知り、伊手の魅力を世界に発信」を基本方針とした活動を通して、生きがいのある文化活動の向上を図ることを目的とする。
 - 6 たのしむ委員会
伊手振興会第3条の(6)及び(12)号の推進並びに「出会いを増やし、楽しみの機会を増やす」を基本方針とした活動を通して、スポーツ活動等を推進し、地域活動の向上を図ることを目的とする。

(事業等)

第2条 伊手振興会規約第3条に規定する事業（コミュニテイ計画事業等）を行なう。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は次のとおりとし、委員会に事業活動を円滑に推進するため、委員等を次のとおり置き、振興会長がこれを委嘱する。
- 1 総務委員会
 - 2 くらす委員会
 - 3 つながる委員会
 - 4 まなぶ委員会
 - 5 たのしむ委員会
- 2 リーダー、副リーダー及び委員（別表のとおり）
- 3 委員会には、必要に応じて幹事会の承認を得て、チーム（プロジェクト含む）を設けることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 各委員会の事業を円滑に推進するため事務局を置くことができる。選出は委員会リーダーが指名する。

(リーダー、副リーダー及び委員の任務)

第7条 委員会リーダーは、この委員会を代表し委員会の統括を担う。副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはこれを代理する。委員は第2条の目的達成のため、委員会の事業計画を推進する。

(補則)

この規定に定めるもののほか、委員会運営上必要がある場合は幹事会の承認を得て別に定める。

(付則)

- 1 平成17年4月1日制定の総務部運営規定、地域福地部運営規定、環境保健部運営規定、生活安全部運営規定、体育振興部運営規定、生涯学習部運営規定は、令和4年3月31日をもって廃止する。
- 2 この内規は、令和4年4月1日より施行する。但し、令和4年度委員は、令和3年度振興会各部員を持って、委員の数は令和5年4月1日から適用する。

(別表)

委員会	構成		備考
総務委員会 (旧:総務部)	リーダー	1	振興会副会長
	副リーダー	1	〃
	委員	若干名	自治会推薦 公募
くらす委員会 (旧:環境保健部、 生活安全部)	リーダー	1	委員から選出
	副リーダー	3	〃 チーム長 3
	委員(環境チーム)	9	自治会推薦 公募
	委員(交通チーム)	18	自治会推薦 公募
	委員(防犯チーム)	9	自治会推薦 公募
	廃棄物不法投棄監視員	1	
つながる委員会 (旧:地域福祉部)	リーダー	1	委員から選出
	副リーダー	1	〃
	委員	9	自治会推薦 公募
	民生委員	8	
まなぶ委員会 (旧:生涯学習部)	リーダー	1	委員から選出
	副リーダー	1	〃
	委員	9	自治会推薦 公募
	委員	6	教振、老ク、婦人会、食改善、文化財調査委員等
たのしむ委員会 (旧:体育振興部)	リーダー	1	委員から選出
	副リーダー	1	〃
	委員	20以内	自治会推薦 公募

令和4年4月1日より施行

但し、令和4年度委員は、令和3年度振興会各部員を持ってあて、委員の数は令和5年度4月1日から適用する。

伊手地区コミュニティ計画

令和4年3月発行

発行 伊手振興会
奥州市江刺伊手字西風54
TEL・FAX 0197-39-2121
E-mail ideshink@pup.waiwai-net.ne.jp